

議案第 4 8 号

宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市市税条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和 5 1 年宇治市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「、宇治市公告式条例」を「、公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を宇治市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 8 条中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 2 0 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 7 条第 1 項ただし書中「若しくは同条第 4 項」を「、同条第 4 項」に、「扶養控除額」を「扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 8 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 8 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」に改める。

第 2 8 条の 2 第 1 項第 3 号中「の氏名」を「又は特定親族の氏名」に改める。

第 2 8 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「者に限る。）」を「者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」に改め、同項第 3 号中「の氏名」を「又は特定親族の氏名」に改める。

。

第46条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「700, 000円」を「800, 000円」に改め、同項第4号中「700, 000円」を「800, 000円」に、「750, 000円」を「850, 000円」に改める。

附則第21条の8の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第21条の9 令和8年4月1日以後に第99条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第99条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第100条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第101条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第99条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもつて紙巻たばこの２０本に換算する方法

２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１００条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１００条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第２１条の８の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定 令和８年４月１日

(2) 第６条及び第８条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等

の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１
２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」という。）第６
条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示
送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従
前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第２０条、第２７条第１項ただし書並びに第４６条
第２項第３号及び第４号の規定は、令和８年度以後の年度分の個
人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税に
ついては、なお従前の例による。

２ 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例
第２７条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定
親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定
親族をいう。第２８条の２第１項第３号及び第２８条の３第１項
において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるも
のに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特
別控除額」とする。

３ 新条例第２８条の２第１項の規定は、令和８年１月１日以後に
支払を受けるべき新条例第２７条第１項ただし書に規定する給与
について提出する新条例第２８条の２第１項及び第３項の規定に
よる申告書について適用し、同日前に支払を受けるべきこの条例
による改正前の宇治市市税条例（以下「旧条例」という。）第２
７条第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第２
８条の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお
従前の例による。

４ 新条例第２８条の３第１項の規定は、令和８年１月１日以後に
支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３
条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定

の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) について提出する新条例第 28 条の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 28 条の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 21 条の 9 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、宇治市市税条例第 99 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 101 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 21 条の 9 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 宇治市市税条例第 101 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 21 条の 9 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 21 条の 9 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。